

地方公共団体向け

ぴったりサービスに係る  
電子申請接続サービス  
導入検討の手引き

第 1.6 版

2019 年 9 月

地方公共団体情報システム機構

# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| I サービス概要編 .....              | 1  |
| 1 サービス概要 .....               | 1  |
| 2 サービス構成イメージ .....           | 2  |
| 3 機能概要 .....                 | 5  |
| 4 提供ツール画面イメージ .....          | 6  |
| 5 提供ツール導入に必要な機器・ソフトウェア ..... | 9  |
| II 導入編 .....                 | 10 |
| 1 導入の準備作業 .....              | 10 |
| 2 導入までのフロー .....             | 11 |
| 3 参加申込書の提出 .....             | 12 |
| 4 契約について .....               | 13 |
| 5 費用負担について .....             | 14 |
| 6 運用保守について .....             | 16 |
| 6.1 サービス提供時間 .....           | 16 |
| 6.2 管理範囲 .....               | 16 |

# I サービス概要編

本編では、ぴったりサービスに係る電子申請接続サービス(以下「本サービス」という。)の概要について記載します。

## 1 サービス概要

本サービスは、内閣官房が提供する「ぴったりサービス」において、住民から申請された電子申請データを、LGWAN を経由して地方公共団体が取得できるようにするサービスで、証明書交付センターが提供するサービスの一部として提供いたします。そのため、本サービスの利用に当たっては申込み在先立ち、証明書交付サービス(コンビニ交付)への参加申込が必須です。

本サービスで提供する主な機能は以下のとおりです。

### (1) ぴったりサービスとのセキュアな接続

本サービスでは、証明書交付センターがぴったりサービスのプラットフォームである、Salesforce Community Cloud に対し、Salesforce over VPN による閉域網接続を行い、地方公共団体から LGWAN を介しセキュアに接続できる環境を提供します。

また、本サービスでは申請データは証明書交付センターで保持しない仕組みにより、個人情報の漏えいを防ぎます。

### (2) 申請データの署名検証

署名用電子証明書により、電子署名が付与された申請データについて、署名の有効性及び改ざんの検知を行い、検証結果を申請データと合わせて確認できます。

### (3) 地方公共団体向け連携ツールの提供

地方公共団体の自庁内に設置した LGWAN 接続 PC より、画面操作により申請データの検索・確認・ダウンロード・印刷が可能な「地方公共団体向け連携ツール」を提供します。

### (4) 連携・振分サーバアプリケーションの提供

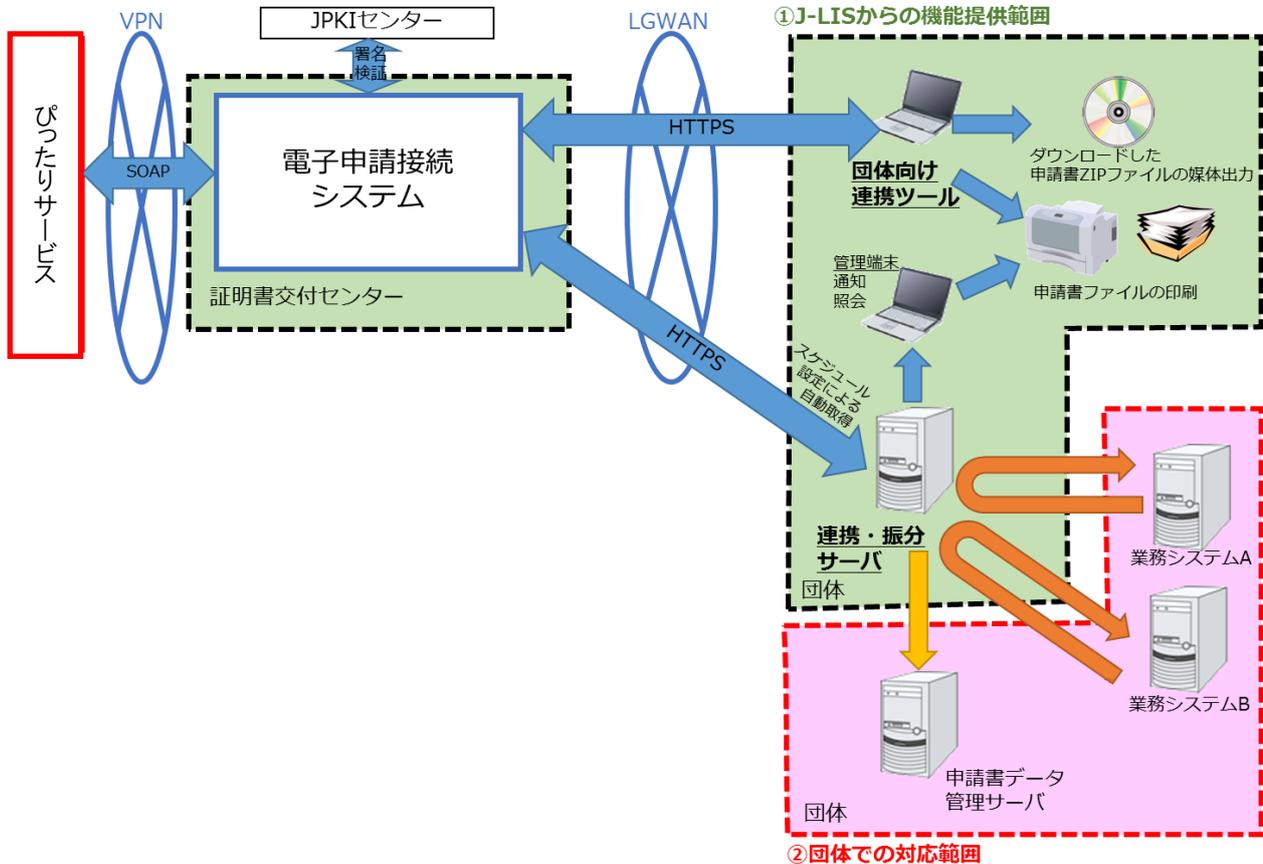
申請データを自動で取得し、自庁内の業務システムごとに申請データを振分け、各業務システム側から連携インタフェースにより申請データを取得できる「連携・振分サーバ」のアプリケーションを提供します。

### (5) Proxy サービスの提供

地方公共団体がぴったりサービス上で受け付ける電子申請を登録・編集する際に必要となる Proxy サービスを提供し、自庁内の LGWAN 接続 PC よりブラウザでぴったりサービスのサービス登録画面にアクセスできる接続環境を提供します。

## 2 サービス構成イメージ

本サービスにおける全体構成イメージと提供範囲を、以下に示します。



① 各団体 PC で動作する団体向け連携ツール及び連携・振分サーバを提供し、以下の機能を提供することで、連携機能の開発がネックとなる団体の事務効率化を図ります。

- ・申請データの一括ダウンロード・署名検証機能（媒体等による業務システムと連携）
- ・申請 PDF ファイル等の一括印刷機能（紙による運用）

※連携ツール、連携・振分サーバは運用に応じてどちらを導入するか各団体でご判断ください。

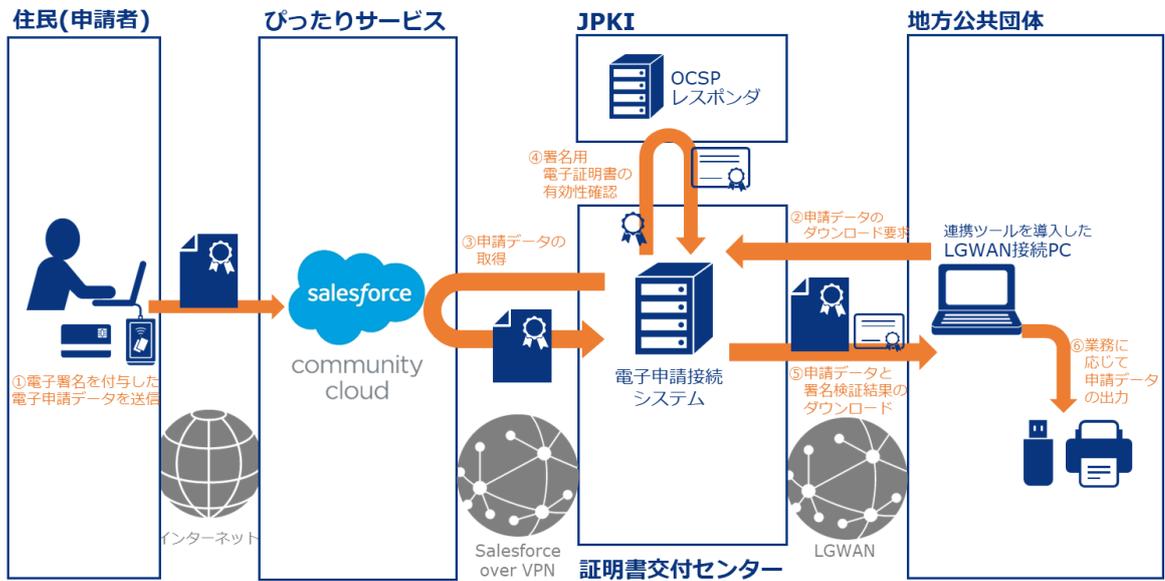
※当機構からはアプリケーションのみの提供となりますので、機器やネットワークの準備、設定などは各団体でご準備いただく必要があります。

② 連携・振分サーバを使用する場合、必要に応じて下記機能の構築・既存システムの改修が必要になります。

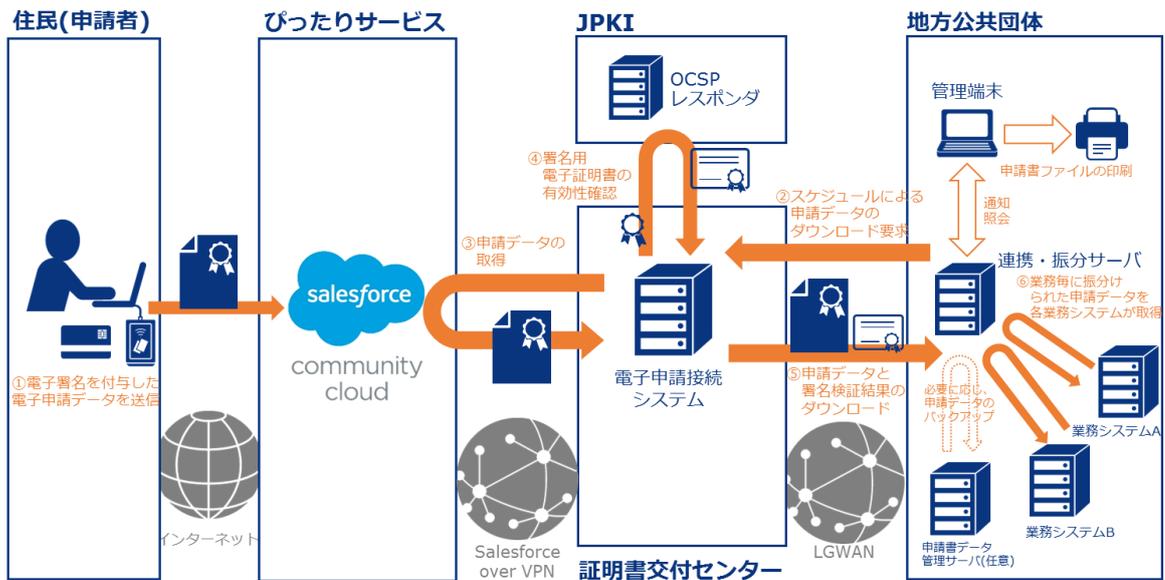
- ・振分けられた申請データの取得、業務システムへの取り込み
- ・申請書データの原本保管(バックアップ)

各機能を利用イメージは以下のとおりです。

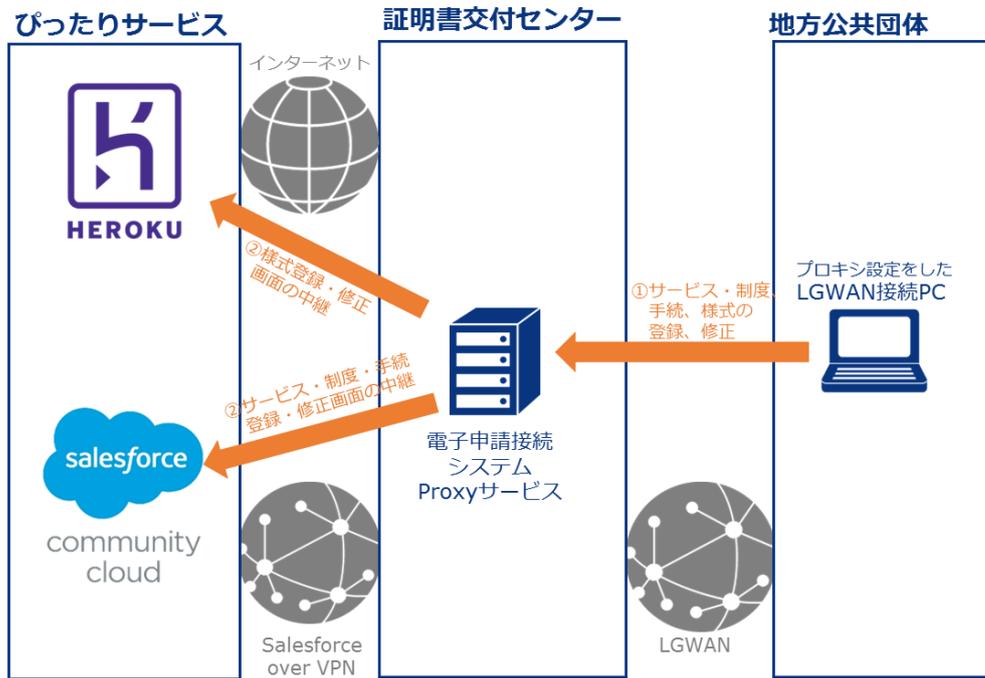
(1) 地方公共団体向け連携ツール利用イメージ



(2) 連携・振分サーバ利用イメージ



(3) Proxy サービス利用イメージ



### 3 機能概要

本サービスで提供する地方公共団体向け連携ツールと、連携・振分サーバの機能を、以下に示します。

| 機能・要件       | 概要                       | 地方公共団体向け<br>連携ツール   | 連携・振分サーバ                           |
|-------------|--------------------------|---|------------------------------------|
| ぴったりサービス連携  | ぴったりサービスへの申請データ確認、ダウンロード | ツール画面からの手動操作  | 自動実行<br>(スケジュール設定あり)               |
| 申請データ管理     | ダウンロードした申請データの管理         | カテゴリごとにフォルダを分けてディスクに保存  | 連携先業務システムごとにフォルダを分けて保存             |
| 通知機能        | 申請データのダウンロードや、障害発生時の通知   | なし  | 管理端末への画面表示                         |
| 申請データの照会、印刷 | 取得した申請データの画面照会や印刷        | 画面照会は申請書のみ(添付ファイルは対象外)<br>印刷は全ファイル                                  | 画面照会は申請書のみ(添付ファイルは対象外)<br>印刷は全ファイル |
| アクセス制限      | 担当者による申請データへのアクセス制限      | ダウンロードはぴったりサービスの権限に依存する<br>ダウンロード済みデータには特に制限は無いため、検索フィルタにより運用でカバーする | 担当者によりアクセス制御を行う                    |
| 運用形態        |                          | 職員による手動運用<br>業務システムへの入力も手作業となる                                      | 処理を自動化し、業務システム連携までシステム化する構成となる     |

## 4 提供ツール画面イメージ

本サービスで提供するツールの画面イメージを、以下に示します。

### (1) 地方公共団体向け連携ツール





(2) 連携・振分サーバ



|    | 通知番号 | 通知登録日時              | レベル | タイトル       | 手続名                         |
|----|------|---------------------|-----|------------|-----------------------------|
| 詳細 | 4    | 2017/12/15 10:08:35 | 警告  | 申請ZIP改ざん検知 | 妊娠の届出                       |
| 詳細 | 3    | 2017/12/15 10:08:35 | エラー | 障害発生       |                             |
| 詳細 | 2    | 2017/12/15 10:08:35 | 警告  | 申請ZIP検証失敗  | 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 |
| 詳細 | 1    | 2017/12/15 10:08:35 | 通常  | 申請ZIP取得    | 児童扶養手当の認定請求                 |

連携・振分サーバ管理ツール

通知管理 | 申請情報照会 | ログアウト

**検索条件**

申請日付\* 2017/01/01  
~ 2018/03/01

カテゴリ名称 全て  
 手続名称 全て  
 受付番号  
 申請者氏名カナ  
 検証結果 全て

検索

| <input checked="" type="checkbox"/> | 受付番号 ▲          | 申請日付       | カテゴリ名称 | 手続名称   | 申請者氏名カナ | 検証結果        | 検証日時                |  |  |
|-------------------------------------|-----------------|------------|--------|--------|---------|-------------|---------------------|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000001 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000004 | 2017/10/04 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ ヨシ  | 証明書用電子証明... | 2017/10/04 04:04:04 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000007 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000008 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000009 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000010 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000011 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000012 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000013 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000014 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 170401000000015 | 2017/10/01 | 子育て    | 児童手... | ヤマダ イチ  | 検証済み        | 2017/10/01 01:01:01 |  |  |

印刷

## 5 提供ツール導入に必要な機器・ソフトウェア

本サービスで提供するツールの導入に必要な機器・ソフトウェアを、以下に示します。

| 機器              | 地方公共団体向け連携ツール  | 連携・振分サーバ   |
|-----------------|--|--|
| 端末              | Windows 10 Pro (64bit 版)<br>Microsoft Office 2013 又は 2016<br>(Word, Excel, PowerPoint)<br>Adobe Acrobat Reader DC<br>Amazon Corretto 8 Update 202 以上 | Windows 10 Pro (64bit 版)<br>Microsoft Office 2013 又は 2016<br>(Word, Excel, PowerPoint)<br>Adobe Acrobat Reader DC<br>Amazon Corretto 8 Update 202 以上 |
| サーバ             | 不要   | Windows Server 2016<br>Amazon Corretto 8 Update 202<br>MongoDB 3.4.10  |
| プリンタ            | 端末から A4 用紙に印刷可能なプリンタ*1   | 端末から A4 用紙に印刷可能なプリンタ*1   |
| その他<br>(必要に応じて) | バックアップソフト<br>ウイルス対策ソフト   | サーバ証明書*2<br>バックアップソフト<br>ウイルス対策ソフト<br>障害監視ソフト<br>無停電電源装置   |

\*1 申請様式を A4 以外の用紙サイズで作成される場合は、用紙サイズに対応したプリンタをご準備ください。

\*2 既存業務システムとの連携を HTTPS で行う場合、サーバ証明書が必要です。

## II 導入編

本編では、本サービスの導入について記載します。

### 1 導入の準備作業

#### (1) ネットワーク構成の検討

現状の庁内ネットワークや設備等を把握し、本サービス導入時のネットワーク構成(LGWAN 接続 PC や連携・振分サーバから本サービスへの LGWAN 経由での接続経路等)の検討を実施します。

#### (2) システムの調達

本サービスに必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び設備を調達します。また、必要に応じ並行して構築事業者を選定します。(詳細は、「I サービス概要編 5 提供ツール導入に必要な機器・ソフトウェア」を参照してください。)

#### (3) 既存業務システムの改修検討

連携・振分サーバを使用する場合、必要に応じて「業務システム向け連携インタフェース仕様書」をもとに、既存システム側の連携機能の改修について検討します。

#### (4) 運用の検討

住民からの電子申請を受け付けるための運用及び、受け付けた申請情報を既存業務システムとの連携方法に関わる方式の検討を実施します。

## 2 導入までのフロー

導入までの標準的なフロー及び想定期間を、以下に示します。

|                                  |   | 想定期間        |
|----------------------------------|---|-------------|
| 1. アカウント数の確認                     | ・ぴったりサービスで提供されている「操作マニュアル<地方公共団体向け>～ユーザアカウント管理編」をもとに確認します。  | 数日          |
| 2. アカウント数追加・削除の申請                | ・アカウント数を追加・削除する場合、内閣官房に申請を行います。<br>連絡先及び申請書の提出先は、以下のアドレスです。<br><b>連携基盤(社会保障改革担当室) kiban.renkei@cas.go.jp</b>                        | 数週間         |
| 3. 申請結果の確認                       | ・2.でアカウント数の増減を行った場合、申請内容についての対応結果の確認を1と同様に行います。   | 数日          |
| 4. 当機構への申込書の提出                   | ・BOS(業務運用システム)※の電子申請接続サービスの申請機能にて、必要事項を記入して申請します。<br>・ツールは BOS(業務運用システム)※のお知らせに掲載しております。  | 数日          |
| 5. ツール・ブラウザの設定                   | ・システム構築手引書をもとに、「団体向け連携ツール」又は「連携・振分サーバ」をセットアップします。<br>・Proxy サービス利用手引書をもとに、ブラウザのプロキシ接続設定をします。  | 数日          |
| 6. 約款の締結                         | ・団体は電子申請接続サービス利用約款の内容を確認し、合意書をダウンロードして、必要事項を記入し J-LIS へ提出します。受領後に J-LIS から承諾書を団体へ送付します。<br>約款、合意書の格納場所については、BOS(業務運用システム)※のライブラリに掲載 | 2～3<br>週間程度 |
| 7. サービス利用開始                      | ・操作手引書に従ってぴったりサービスを開始します。<br>「操作手引書」については、BOS(業務運用システム)※のライブラリに掲載   | -           |
| 8. Salesforce over VPN 費用の請求と支払い | ・電子申請接続サービス利用約款を参照願います。<br>「約款」については、BOS(業務運用システム)※のライブラリに掲載  | -           |
| 9. 負担金の請求と支払い                    | ・電子申請接続サービス利用約款を参照願います。<br>「約款」については、BOS(業務運用システム)※のライブラリに掲載  | 数日          |

### 3 参加申込書の提出

本サービスの利用に当たっては、電子申請接続サービスの参加申込の申請が必要です。

接続開始希望日の属する月の前月 10 日までに、BOS(業務運用システム)より電子申請接続サービスの参加申込を申請してください。なお、10 日が休日等の場合は、前営業日が期限となります。期限後の申請は原則受け付けませんので、御留意ください。

また、参加申込申請後、上記期日以降に、他の月に接続開始日を変更することはできませんので、接続開始日については、慎重に御検討ください。

#### (検討時の注意事項)

参加申込申請時に「接続開始日」を御記入いただきますが、接続開始日はサービス開始日ではありません。

Salesforce over VPN のライセンス費が発生する日となり、接続開始日からツールの起動が可能となります。サービス開始前に接続確認を行う場合は、構築やテスト期間を考慮の上、接続開始日を決定する必要があります。

例: 2019 年 4 月 1 日サービス開始で 2019 年 3 月 15 日に構築、接続試験を行う場合

参加申込は、2 月 8 日(金)までに申請する必要があり、接続開始日は 2019 年 3 月 15 日と入力してください。

## 4 契約について

本サービスの利用に当たっては、利用約款の締結が必要です。

電子申請接続サービス利用約款の内容を確認した上で、電子申請接続サービス利用約款合意書をダウンロードして、必要事項の記入、押印を行い、J-LIS 宛に提出してください。

J-LIS が合意書を受領した後、接続サービスの利用を認める場合には、利用団体に対して利用約款合意承諾書を送付します。

利用約款、利用約款合意書及び利用約款合意承諾書の取り交わしは、契約締結と同等の効力を有します。

## 5 費用負担について

本サービスの利用に当たって必要となる費用負担について、以下に示します。

| 区分  | 費用   |  | 備考 |
|-----|--|--|----|
| 負担金 | 団体向け連携ツール利用                                    | なし                                       |    |
|     | 連携・振分サーバ利用                                     | 市区町村の区分に応じて費用が発生<br>※連携・振分サーバ利用時の費用負担表参照 |    |
|     | Proxy サービス利用                                   | なし                                       |    |
| 回線  | Salesforce over VPN (月額)1,000 円(税抜)／1 ライセンスにつき |  |    |

<連携・振分サーバ利用時の費用負担(1年度当たり)>

| 市区町村の区分 |                     | 負担金(消費税込) |
|---------|---------------------|-----------|
| 政令市     | (人口 100 万人以上)       | 50 万円     |
|         | (人口 100 万人未満)       | 40 万円     |
| 市・特別区   | (人口 15 万人以上)        | 20 万円     |
|         | (人口 5 万人以上 15 万人未満) | 10 万円     |
|         | (人口 5 万人未満)         | 10 万円     |
| 町村      |                     | 10 万円     |

新規参加年度について、参加月数に基づく月割計算にて負担金を算出

- ① Salesforce over VPN のライセンス数については、内閣官房様より「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数(割当てアカウント数)※と同数が必要となります。
- ② Salesforce over VPN の利用料は、1 ライセンス当たり月額 1,000 円(税抜)です。
- ③ 「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数の増減は可能です。  
増減の方法については、以下の内閣官房のお問合せ先まで御連絡ください。  
連携基盤(社会保障改革担当室) [kiban.renkei@cas.go.jp](mailto:kiban.renkei@cas.go.jp)
- ④ Salesforce over VPN のライセンス数の増減は可能です。

- ・最初にライセンス数を確定するタイミングは、BOS(業務運用システム)にて申請していただく電子申請接続サービスの参加申込に入力する接続開始日の前月 10 日(休日等の場合は前営業日)とし、10 日以降に、他の月に接続開始日を変更することはできません。

- ・ライセンス数を減らすことができるタイミングは、「年度単位」です。

- ・ライセンス数を増やすことができるタイミングは、「随時可能」です。

※「ぴったりサービス」のアカウント数を変更した場合、BOS(業務運用システム)にて電子申請接続サービスの変更申込の申請が必要です。VPN のライセンス数が適用されるのは、上記のタイミングとなります。

⑤ Fパターン(J-LIS 提供版)において必要となる最低ユーザアカウント数は、以下の表のとおりです。  
(必要となる最低ユーザアカウント数)

| 区分        | ユーザ        | アカウント数 |
|-----------|------------|--------|
| 団体向け連携ツール | アカウント管理ユーザ | 1      |
|           | 手続管理ユーザ    | 1      |
|           | 手続一般ユーザ    | 0      |
| 連携・振分サーバ  | アカウント管理ユーザ | 1      |
|           | 手続管理ユーザ    | 1      |
|           | 手続一般ユーザ    | 0      |

※ 詳細は内閣官房から提供されている「操作マニュアル<地方公共団体向け>～ユーザアカウント管理編～」を参照してください。

## 6 運用保守について

地方公共団体における本サービス導入後の運用保守について、以下に示します。

### 6.1 サービス提供時間

本サービスの提供時間は、毎日 6:30 から 23:00(但し、故障対応を含むメンテナンス時間は除く)です。

### 6.2 管理範囲

本サービスは複数のサービス及びネットワークを経由して提供され、各管理範囲は下図のとおりです。

